

郵政改革に関する地銀界の考え方

**2010年11月2日(火)
社団法人全国地方銀行協会**

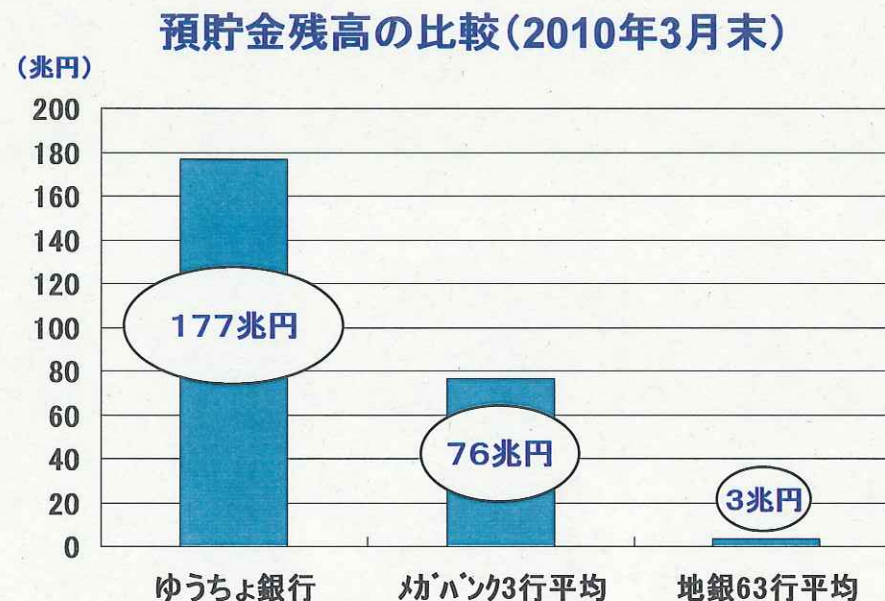
目 次

1. 基本的な考え方	1
(1) 経営規模の縮小	1
(2) 公正な競争条件の確保	2
(3) 地域との共存	3
2. 民営化後の新規業務について	4
3. 郵政改革関連法案の問題点	5
(1) 金融のユニバーサルサービスの義務づけ	5
(2) 新規業務の取り扱い、第三者委員会の位置づけ ..	8

1. 基本的な考え方

(1) 経営規模の縮小

○ゆうちょ銀行が民間市場に円滑に融合されていくためには、現状の巨大な規模を縮小することが不可欠



(2) 公正な競争条件の確保

○政府出資が行われている間は、公正な競争条件への配慮が不可欠(ゆうちょ銀行は民業補完に徹すべき)

従来は...

移行期間中は業務範囲を制限

2007年10月

民営化スタート

民営化プロセス

2017年10月

完全民営化

現状は...

政府関与を残す前提で業務範囲の自由度を拡大

2009年12月

2010年4月、10月

民営化の先行きは不透明

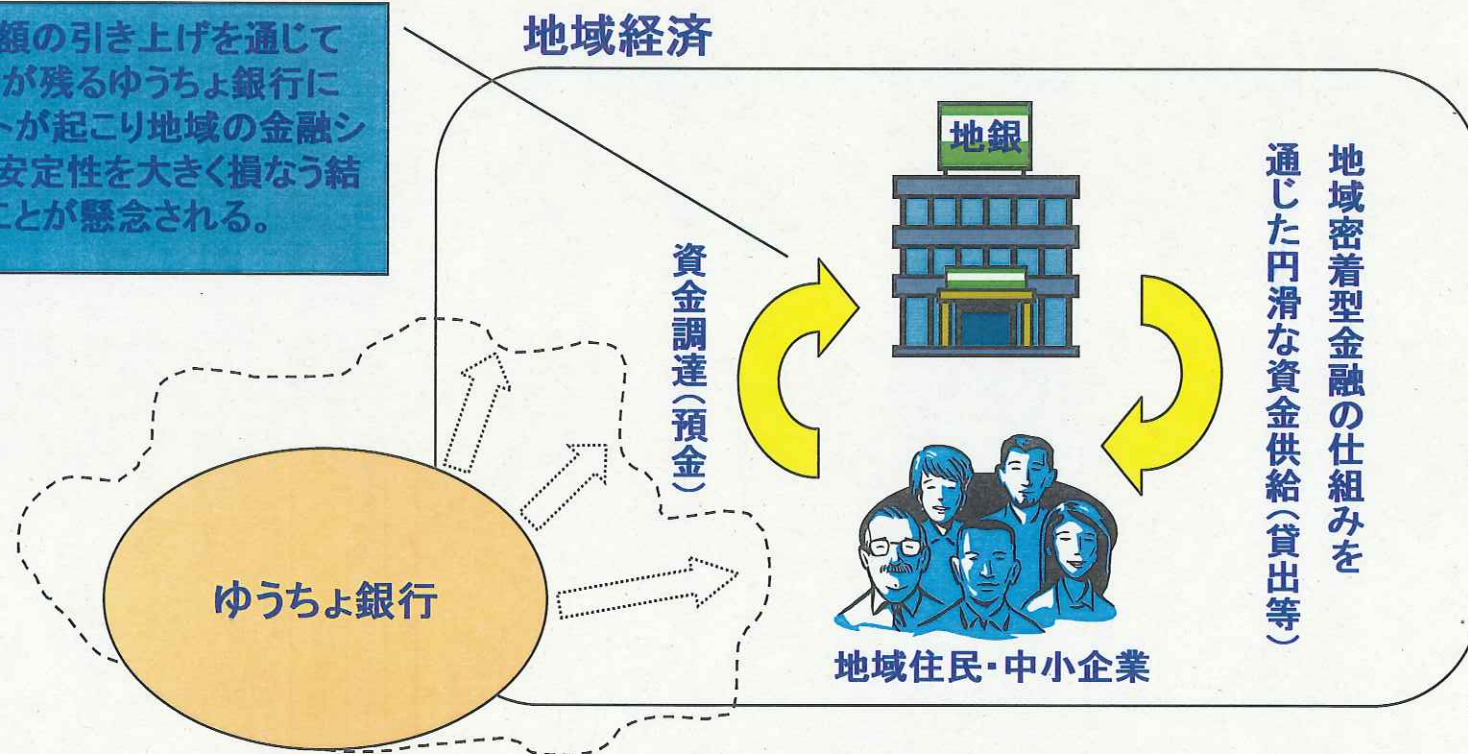
株式売却凍結法成立

郵政改革関連法案提出

(3) 地域との共存

○中小企業金融の中核を担う地域金融機関の経営に悪影響が及ばぬよう、ゆうちょ銀行は上記の2点(経営規模の縮小、公正な競争条件の確保)を踏まえ、地域との共存を図るべき

預入限度額の引き上げを通じて政府出資が残るゆうちょ銀行に資金シフトが起こり地域の金融システムの安定性を大きく損なう結果となることが懸念される。



2. 民営化後の新規業務について

○民営化後に、ゆうちょ銀行が取扱いを開始した新規業務は、完全民営化に向けたプロセスの中で認められたものであり、政府出資を恒久的に残すこととなった場合には、業務範囲についてあらためて検討が必要。

主な新規業務	取扱い実績 (2008年5月～2010年6月)	新規業務の調査審議に関する所見 (郵政民営化委員会、2006年12月)
クレジットカード業務	累計発行枚数 130万枚	1. 郵政民営化と新規業務 ①民営化の意義と金融二社のビジネスモデル 郵政民営化については、全体として、国民の便益の改善、民間秩序の中への融解及び10年以内における金融二社の株式完全処分という3つの条件が付されている。このいずれをも充足することには大きな困難が伴うが、郵政民営化の成功のためには、必ず達成しなければならない。 (中略) 郵政民営化において、上記の3つの条件を充足させる際には、金融市場を通じ資源配分の効率化に寄与するものでなければならない。民営化後の金融二社は、肥大化したバランスシートの規模を縮小するとともに、<u>民間金融機関にふさわしいビジネスモデルへの革新を図ることが必要である。</u>
住宅ローンの貸付の媒介	累計取扱額 1,428億円	
変額年金保険の窓販	累計販売額 586億円	

3. 郵政改革関連法案の問題点

(1) 金融のユニバーサルサービスの義務づけ

○郵政改革関連法案では、国の責務として、日本郵政グループに「郵便・金融のユニバーサルサービス」の提供を義務づけているが、民間金融機関の店舗・ATMネットワークの充実が図られている現状、金融のユニバーサルサービスは不要。

⇒欧米主要国をみても、国の責務として金融のユニバーサルサービスを提供している例はなく、民間金融機関が全国の津々浦々で金融サービスを提供しているなか、そもそも金融のユニバーサルサービスを提供する必要はない。

⇒郵政改革法案の枠組みでは、「郵便」と「金融サービス」を含めたユニバーサルサービス全体にかかるコストを金融事業の収益でまかなう前提となっているが、異なる事業のコストに関しては、それぞれ切り離して議論すべき。

(問題点①: 金融のユニバーサルサービスの義務づけ)

郵政民営化法	郵政改革法案
(目的) 第一条 この法律は、民間にゆだねることが可能なものはできる限りこれにゆだねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することにかんがみ、平成十六年九月十日に閣議において決定された郵政民営化の基本方針に則して行われる改革(以下「郵政民営化」という。)について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社の設立、当該株式会社に関して講ずる措置、日本郵政公社(以下「公社」という。)の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進することを目的とする。 (基本理念) 第二条 郵政民営化は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、公社に代わる新たな体制の確立等により、経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図るため、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とするとともに、当該株式会社の業務と<u>同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与</u>することを基本として行われるものとする。	(目的) 第一条 この法律は、<u>郵政改革</u>(郵政民営化により郵政事業の実施主体が日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に分割されるとともに日本郵政株式会社がその保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を処分するものとされたこと等の結果、郵政事業の経営基盤が脆弱となり、その役務を郵便局で一体的に利用することが困難となるとともにあまねく全国において公平に利用することについての懸念が生じている事態に対処して、<u>郵政事業の経営形態を見直し、郵政事業に係る基本的な役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることを確保するための郵政事業の抜本的な改革をいう。</u>)について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政事業の実施主体の再編成、当該再編成後の実施主体に関して講ずる措置その他郵政改革の実施に必要な事項を定めることにより、これを総合的に推進することを目的とする。 (基本理念) 第三条 郵政改革は、(中略) <u>国民の権利として郵政事業に係る基本的な役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることを確保し、並びに長年にわたり国民共有の財産として築き上げられた郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするための措置を講じ、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展並びに豊かで住みよい地域社会の実現に寄与</u>することを基本として行われるものとする。

(問題点①(続き): 金融のユニバーサルサービスの義務づけ)

郵政民営化法	郵政改革法案
(国等の責務) 第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、郵政民営化に関する施策を<u>确实かつ円滑に実施する責務を有する。</u> <以下略>	(国等の責務) 第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、郵政改革に関する<u>施策を総合的に策定し、及び确实かつ円滑に実施する責務を有する。</u> <中略>
郵便法	(郵政事業に係る基本的な役務の確保)
(この法律の目的) 第一条 この法律は、<u>郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進すること</u>を目的とする。	第八条 日本郵政株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、<u>送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。</u>

(2) 新規業務の取り扱い、第三者委員会の位置づけ

○郵政改革関連法案では、政府の間接出資を残す前提で、現行の「認可」ではなく「届出」により、ゆうちょ銀行が新規業務を取り扱える枠組みとしているが、公正な競争条件の確保の観点から、第三者委員会が真に中立的な立場で主体的に調査審議が行える枠組みとしたうえで、少なくとも、現状の「認可制」を維持するべき。

⇒政府の間接出資を残す(完全民営化はしない)場合には、民間金融機関との公正な競争条件の確保の観点から、新規業務の取扱い「認可」制により厳格に制限すべき。

⇒「郵政改革推進委員会」が行う調査審議は基本的に主務大臣の諮問に基づいて行うものとされている(「郵政民営化委員会」は3年ごとの総合的な見直し等を主体的に行うことができる)ほか、委員会の設置が恒久的なものとなっていない(政府から日本郵政㈱への出資比率、および日本郵政㈱から金融2社への出資比率が共に1/2以下となった場合には廃止される)など、第三者委員会による監視機能の低下が懸念されるため、中立的かつ主体的に調査審議が行える枠組みとするべき。

(問題点②:新規業務の取り扱い、第三者委員会の位置づけ)

郵政民営化法	郵政改革法案
(業務の制限) 第百十条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の<u>認可</u>を受けなければならない。 一 銀行法第十条第一項第一号に掲げる業務(外貨預金の受入れその他の政令で定める業務に限る。) <中略> 5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。 一 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情 二 郵便貯金銀行の経営状況 6 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。 新規業務を行うには主務大臣の認可が必要。また、主務大臣は認可の申請があった場合は委員会の意見を聴かなければならない(必須)。	(届出) 第六十三条 関連銀行は、日本郵政株式会社に銀行窓口業務(新日本郵政株式会社法第二条第一項に規定する銀行窓口業務をいう。)を行わせる前に、内閣府令・総務省令で定めるところにより、当該関連銀行及びその子会社が行う業務の内容及び方法を定め、内閣総理大臣及び総務大臣に<u>届け出</u>なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 前項の規定により届け出た事項は、次の各号(※「同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと」等を列挙)のいずれにも適合するものでなければならない。 <中略> 新規業務は届出で可。主務大臣が委員会の意見を聴くのは勧告を行う場合等。 (勧告等) 第六十四条 内閣総理大臣又は総務大臣は、次に掲げる事由があるときは、関連銀行に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 一 前条第一項の規定により関連銀行が届け出た事項が同条第二項各号のいずれかに適合していないこと。 二 関連銀行又はその子会社が前条第三項の規定に違反し、又は違反するおそれがあること。 2 内閣総理大臣又は総務大臣は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。 <以下略>

(問題点②(続き):新規業務の取り扱い、第三者委員会の位置づけ)

郵政民営化法	郵政改革法案
(所掌事務) 第十九条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 <u>三年ごとに、承継会社の経営状況及び国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べる</u>こと。 二 規定(※条文番号省略)によりその権限に属させられた事項について、必要があると認めるときは、本部長を通じて関係各大臣に意見を述べること。 三 前二号に掲げるもののほか、郵政民営化に関する事項について調査審議し、その結果に基づき、本部長に意見を述べること。 四 前三号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 <中略> (設置期限等) 第二十六条 本部(民営化委員会を含む。)は、<u>平成二十九年九月三十日まで置かれる</u>ものとする。 <以下略> 政府出資が残る間(完全民営化が成るまで)は、委員会を継続設置。	(所掌事務等) 第十八条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 内閣総理大臣及び総務大臣の諮問に応じ、<u>次に掲げる事項を調査審議すること</u>(※関連保険会社にかかる「イ」、「ハ」と同様の事項(「ロ」、「ニ」)は省略)。 イ 第六十四条第一項第一号の規定による<u>勧告の要否及び内容に関する判断に必要な基準</u> ハ イに掲げる基準のほか、関連銀行及びその子会社の業務に係る政策に関する重要事項 二 第六十四条第二項及び第六十七条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 政府出資が残る間でも、出資比率が一定水準以下になれば、委員会は廃止。 <中略> (設置期限等) 第二十四条 委員会は、<u>次の各号に掲げる日のいずれか遅い日まで置かれる</u>ものとする。 一 イ及びロのいずれにも該当することとなった日 イ 政府が保有する日本郵政株式会社の議決権の総株主の議決権に対する割合が<u>百分の五十以下</u>であること。 ロ 日本郵政株式会社が保有する関連銀行である郵便貯金銀行の議決権の総株主の議決権に対する割合が<u>百分の五十以下</u>であること又は郵便貯金銀行が関連銀行でないこと。 二 省略(※関連保険会社にかかる「一」と同様の日) <以下略>